

海津郡3町合併協議会の調整方針

(協議第11号) H14.12.9(第3回)提出

協議第11号	議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること	協議細目
調整方針(案)	<p>新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>議会の議員について、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用する。ただし、同項の規定を適用すること(合併後引き続き新市の議会の議員として在任することとする期間を含む。)に関し、予め3町議会の議員の意見を聴くものとする。</p> <p>新市の議会の議員の定数は、平成15年1月1日から施行される改正後の地方自治法第91条第2項に規定する上限数(26人)以内において、予め3町議会の議員の意見を聴いて定める。</p>	

区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人以内 *人口=官報で公示された最近の国勢調査人口又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口(地方自治法第254条)。	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 *合併後の人口が5万人未満の場合=26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する(合併特例法第6条第1項)。	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する(合併特例法第7条第1項)。

区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
4 定数条例の制定時期等	合併関係市町村の協議により、予め合併市町村の議員の定数を定めなければならない（地方自治法第91条第7項）。この定数は、合併関係市町村が告示することにより、条例で定められたものとみなされる（同条第8項及び第9項）。なお、合併関係市町村の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経ることを要する（同条第10項）。		
5 選挙期日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置選挙は行わない。
6 補欠選挙の適用	有	有	無
7 選挙区	条例で選挙区を設けることができる（公職選挙法第15条第6項）。 （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる（公職選挙法施行令第9条）。		

注 地方自治法第91条は、平成15年1月1日から施行される改正後の地方自治法第91条をいう。

現職議員任期等

町 名	任 期	現議 員数	現行条例 定数 1
海津町	平成15年 5月 1日～平成19年 4月30日	16	16
平田町	平成15年10月26日～平成19年10月25日	14	12
南濃町	平成15年 4月30日～平成19年 4月29日	15	14

1 平成15年1月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用。

新市設置選挙時

人 口 2	41,204人
地方自治法第91条 に規定する上限数	26人
定数特例を適用す る場合の上限数	（地方自治法第91条に規定する数 の2倍） 52人

2 平成12年国勢調査確定数値

先進事例

合併市町村	人 口	合併期日	特 例 適 用	合併がなかった場合の議会議員の任期満了日等
（予定） 山県市	30,951人	H.15.4.1	在任特例 合併後1年1月間	高富町 H.15.10.8 議員定数16人
				伊自良村 H.15.5.11 議員定数10人
				美山町 H.15.7.27 議員定数14人

合併市町村	人 口	合併期日	特 例 適 用	合併がなかった場合の議会議員の任期満了日等
(予 定)				穂積町 H.15.5.31 議員定数 20 人
瑞穂市	46,571 人	H.15.5.1	在任特例 合併後 1 年間	巢南町 H.15.9.19 議員定数 13 人
篠山市	47,426 人	H.11.4.1	在任特例 合併後 1 年 1 月間	
西東京市	180,885 人	H.13.1.21	在任特例 合併後 2 年間	
さいたま市	1,024,053 人	H.13.5.1	在任特例 合併後 2 年間	

県内各市の条例定数の現況 注 法定上限数；平成 15 年 1 月 1 日から施行される改正後の地方自治法第 9 1 条第 2 項に規定する議員定数の上限数
注 条例定数；平成 15 年 1 月 1 日から施行される改正後の各市の条例に規定する議員定数

市 名	岐阜市	大垣市	高山市	多治見市	関市	中津川市	美濃市	瑞浪市	羽島市	恵那市
人 口 12.10.1 現在	402,751 人	150,246 人	66,430 人	104,135 人	74,438 人	54,902 人	24,662 人	42,298 人	64,713 人	35,677 人
法定上 限 数	46 人	34 人	30 人	34 人	30 人	30 人	26 人	26 人	30 人	26 人
条 例 定 数	44 人	28 人	24 人	24 人	23 人	22 人	18 人	22 人	21 人	20 人
市 名	美濃加茂市	土岐市	各務原市	可児市	高富・伊自良・美山	穂積・巢南	海津郡 3 町			
人 口 12.10.1 現在	50,063 人	63,283 人	131,991 人	91,652 人	30,951 人	46,571 人	41,204 人			
法定上 限 数	30 人	30 人	34 人	30 人	26 人	26 人	26 人			
条 例 定 数	22 人	24 人	26 人	24 人	22 人	20 人	人			



海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第50号) H15.12.8(第17回)提出

協議第50号	合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて	協議細目	
調整方針(案)	合併の期日の変更に伴い、次に掲げる調整方針について、その取扱いを協議するものとする。 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(平成15年3月4日第9回合併協議会確認)の		

資	料
<p>協議会での確認状況</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱い(平成15年3月4日第9回合併協議会確認) 新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 (略) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p>	

海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第50号) H16.8.23(第30回)提出 H16.8.23(第30回)確認

協議第50号	合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて	協議細目	
調整方針(案)	<p>議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(平成15年3月4日第9回合併協議会確認)のを次のように変更する。</p> <p>議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後6月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p>		

新 旧 対 照 表	
変更後	現在の調整方針
<p>(議会の議員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後<u>6月間</u>、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p>	<p>(議会の議員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後<u>1年1月間</u>、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p>